

2020年4月10日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う

ガス料金の特別措置の適用について

株式会社シャイニングサービス

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さま、心よりお見舞い申し上げます。当社では、経済産業省及び一般社団法人全国LPガス協会からの要請を受け、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特別措置に基づく貸付を受けたお客さまで、お客さま等からお申し出を受けた場合には下記のとおり、LPガス料金の特別措置を講ずることと致します。

1. 特別措置について

LPガス料金の支払い期限日が2020年3月25日以降で6月末までのものに限り、1か月分のガス料金について支払期限日を1か月間延長致します。

2. 特別措置の適用される条件について

以下の①、②の条件をすべて満たすお客さまから申し出があった場合に特別措置を適用させていただきます。

① 当社とLPガス供給について契約されているお客さま。

② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」の「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付がなされている個人のお客さま。

※貸付決定通知書の写しが必要です。

3. お問い合わせ先

お客さまの各担当営業所までお問合せください。

受付時間 平日（月～金） 8：30～18：00

船橋営業所 047-457-2345

東金営業所 0457-82-8765

江戸川営業所 03-5661-2965

埼玉営業所 048-291-0070

茨城営業所 029-874-0407

新潟営業所 025-782-6070